

国民年金の加入手続きをされた皆様へ

国民年金は、老後の生活安定のためや、万が一怪我や病気で障害が残ったときなどに年金を支給し、経済的な支えを行うことを目的にみんなが互いに協力し、将来を支え合う制度です。

国民年金保険料の納付方法等に係るお知らせです。必ずお読みください。

保険料は加入した月分から納付が必要です

保険料は月単位になります。加入日が月の初日でも末日でも、1か月分の保険料が必要です。

保険料の額

- ① 月々の保険料額は16,410円(令和元年度)です。
- ② 付加保険料(月額400円)をプラスして納付されると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。希望される方は、「国民年金被保険者関係届書の付加保険料納付申出」の届出が必要なため、役場町民課または年金事務所へお問い合わせください。

保険料の納付期限

- ① 毎月分の保険料の納付期限は翌月末(たとえば4月分は5月末)です。
- ② 納付期限を過ぎた場合でも、納付期限から2年間は送付された納付書で納付することができます。既に納付期限を過ぎている月分については、お早目の納付をお願いします。
- ③ 納付期限までに納付、免除の申請をしないと、病気や怪我をしたときに年金を受給できない場合があります。
- ④ 納付期限までに納付されない場合は、「未納」として区分され、納付督促等の対象になります。

保険料の納付方法

★ **口座振替**(手間がかからず、お勧めです)

- ① 口座振替を利用されると、納め忘れを防ぐことができます。また、口座振替による前納は、割引額が大きく、お得です。是非ご利用ください。(裏面を参照してください。)
- ② ご希望される方は、金融機関の窓口、お近くの年金事務所、役場町民課で手続きをお願いします。

★ **クレジットカード納付**

クレジットカードによる納付を希望される場合は、お申込みが必要です。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。納付申出書は、役場町民課にもありますが、年金事務所への提出となります。

★ **金融機関、郵便局、指定のコンビニエンスストアの窓口**

- ① 日本年金機構から送付される納付書で納付いただけます。
- ② 誠に申し訳ございませんが、納付書発送まで約1か月半程度を要しております。そのため、納付期限内の納付に間に合わない場合や、前納をご希望される場合は、お早めに年金事務所までご連絡ください。
- ③ 2か月以上経過しても納付書がお手元に届かないときは、年金事務所までお問い合わせください。

★ **その他の納付方法**

パソコンや携帯電話を利用して、インターネットで納めることができます。金融機関とのインターネットバンキング契約が必要となりますので、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

…裏面もご覧ください

保険料の前納割引

- ① 保険料をまとめて前払い(前納)されると保険料がお安くなります。
- ② 口座振替利用の場合、早割(当月末日振替)をご利用いただくと、毎月分が50円割引となります。
また、6か月分、1年分、2年分を前納する場合、納付書による前納よりも割引額が大きく、お得です。

口座振替の前納をご希望される場合は、お早めに年金事務所までご連絡ください。

※ 口座振替及びクレジットカード納付により前納する場合、前納する期間によって申込期限が決まっていることから、ご希望に添えないことがありますのでご注意ください。

(4月からの前納の新規申込みの場合は、2月末が申込み締切になります。)

納付方法		1か月分	6か月分	1年分	2年分
	納付書でのお支払	16,410円	98,460円	196,920円	395,400円
前納	納付書での前払い【割引額】		97,660円【800円】	193,420円【3,500円】	380,880円【14,520円】
	口座振替【割引額】	16,360円【50円】	97,340円【1,120円】	192,790円【4,130円】	379,640円【15,760円】

*注 令和元年度の保険料額です。(保険料は年度単位で変更になります。)

2年分の令和2年度保険料16,540円で算定。

クレジットカード納付による納付額は「現金納付(納付書での納付)」と同額になります。

保険料を納付することが難しいとき

所得が少ないなどにより、保険料の納付が困難な場合には、ご本人からの申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度として、次の3種類があります。(20歳から60歳未満の方 ※任意加入者は除く)

- ① 免除制度(全額免除・一部免除)
- ② 若年者納付猶予制度(50歳未満の方が対象) ※平成28年6月までは30歳未満の方が対象
- ③ 学生納付特例制度(学生で60歳未満の方が対象)

いずれも前年所得が一定額以下の場合に、免除等が承認されます。(離職者、震災・風水害等の被災者の方は、所得額に関係なく承認される場合があります。)

申請手続きは、役場町民課(三川町に住所のある方のみ)または年金事務所で受け付けしております。

● 保険料を未納のまま放置されますと、将来の老齢基礎年金や、いざという時の障害基礎年金、遺族基礎年金をお受け取りいただくことができなくなる場合があります。必ず、保険料を納付いただくか、納付いただくことが困難な場合には、上記①～③の申請をお願いします。

特に、20歳で国民年金に加入された方は、誕生月の翌月末までに申請いただくようお願いします。

年末調整や確定申告

- ① 国民年金保険料の納付額は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- ② 年末調整や確定申告に必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、毎年11月上旬に送付されます。(10月以降に、その年初めて納付された方は翌年2月上旬に送付されます。)

日本年金機構は、業務の一部を民間委託(市場化テスト)しています。委託している内容は、電話や文書・個別訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内です。保険料の収納は行っておりませんので、保険料をお預かりすることはありません。東北管内は、アイヴィジット・東洋紙業共同企業体が担当しております。

国民年金のお問い合わせ先

鶴岡年金事務所 国民年金課 TEL0235-23-5040
ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165